

福島県飼料用米需給情報マッチングサイトを開設しました。

- 当初予定より大幅に開設が遅れ申し訳ありません、平成28年3月17日に開設しました。
- 「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」のHPからアクセス願います。

1. 「飼料用米需給情報ネット」とは

- ・主食用米の需給環境改善のため、27年産飼料用米は全国で42万㌧（26年産米の2.3倍）まで生産が拡大しました。福島県においても2万㌧（26年産米の4倍強）程度まで生産が大幅に拡大しました。
- ・生産された飼料用米は、これまで、そのほとんどが配合飼料原料として、近隣の配合飼料工場向けに販売されています。福島県内には現在約33万㌧程度の配合飼料・混合飼料の需要がありますが、「糀」「玄米」の形態で福島県内で使用されている数量は、27年産生産量の6%程度にとどまっています。
- ・今後、主食用米の需要は一層減少し、「水田フル活用」の観点から飼料用米の生産は更に拡大していくことが見込まれますが、畜種ごとの給与方法の確立、物流に関するインフラ整備などクリアすべき課題は多々あるものの、福島県内で生産された飼料用米を極力福島県内で消費し、安定的な取引の確立やコスト削減をすすめていくことは、喫緊の課題です。
- ・このような状況をふまえ、福島県内飼料用米生産者と畜産農家双方の取引希望を集約し、県内における使用・取引拡大を促進する一助として、「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」ウェブサイト上に「飼料用米需給情報ネット」を開設します。

2. 「飼料用米需給情報ネット」の使用方法（概要）

- ①「飼料用米需給情報ネット」を利用するには、先ず会員規約を承諾し、反社会的勢力でないことを誓約のうえ「会員登録」をしていただきます。
- ②「会員資格」は、「福島県産飼料用米」の供給者・使用者でかつ福島県内に生産・使用の拠点を持つ者とします。なお個人、任意団体、法人のいずれでも構いません。
- ③「会員登録」をしていただければ、「ユーザーID」「パスワード」が登録完了メールにて通知されます。
- ④会員は、以下の手順で「飼料用米需給情報」に係るやり取りをおこないます。
 - ・会員は飼料用米の「販売意向」「需要意向」を「需給情報」に登録します。
 - ・会員は登録された「需給情報」を自由に閲覧できます。

- ・「需給情報」を閲覧し、希望にあった「情報」が見つかった場合、相手先に「協議」したい旨の意思をネット上で申し込みします。ただし同時に複数の「需給情報」に対し協議したい旨の申し込みをすることはできません。
- ・「協議」したい旨を申し込むと「需給情報」一覧の該当情報に「交渉予約中」と表示され、他の会員は該当「需給情報」について協議を申し込むことはできません。
- ・「協議」を申し込まれた会員は、「協議に応じる」「協議に応じない」の意思をネット上で相手先に迅速（3日以内）に連絡します。「協議応じる場合」はこの段階で「需給情報」一覧の該当情報には「交渉中」と表示されます。
- ・双方「協議」に合意した場合は、双方「登録」された会員情報をすべて開示し、具体的協議（協議はメール・電話等により当事者双方間で実施し、サイト運営者は関与しません）を開始します。「交渉中」の間は、第3者が該当「需給情報」を閲覧することを制限します。
- ・「協議」がまとまり、「契約」に至った場合は、その内容を「契約」の買い手側が登録します。
- ・協議が整わなかった場合は、買い手側がその旨登録します。その結果「需給情報」は再度で会員が閲覧可能となります。
- ・なお、双方協議がととのった場合や「需給情報掲示板」に掲示された情報の提示期限が到来した場合は自動的に「需給情報」から削除します。
- ・需給情報に変更がある場合は、既存の「掲示情報」を削除し、新たな情報として再度「需給情報」として登録することとします。

是非、積極的に活用するよう、関係者に周知願います。地域農業再生協議会には「利用手引き」を配布します。

**平成28年3月
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議**